

令和５年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)

公募要領

◇公募期間◇

令和５年６月１日（木）～令和５年６月３０日（金）

◇提出方法◇

郵送又は電子メール

郵送の場合・・・令和５年６月３０日（金）必着

電子メールの場合・・・令和５年６月３０日（金）午後５時までの着信

◇提出先◇

〒６００－８８１３

京都府京都市下京区中堂寺南町１３４

公益財団法人京都高度技術研究所 地域産業活性化本部

企業成長支援部 外国出願担当

Email: gaikoku_shutsugan@astem.or.jp

令和５年５月

公益財団法人京都高度技術研究所

公益財団法人京都高度技術研究所は、知的財産権を活用して外国への事業展開等を計画している京都市内の中小企業者等を支援するため、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（令和３年３月２２日付け２０２１０３１１特第１号）（以下「実施要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（令和３年３月２２日付け２０２１０３２２特第２号。以下「実施要領」という。）に基づき外国出願支援事業の公募を実施する。

１．補助対象中小企業者等

- （１）京都市内に本社を有し事業を実施している中小企業者等又はそれら中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が３分の２以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。

中小企業者とは、下表に示す事業者であること。

業種分類	資本金及び従業員
① ゴム製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下又は９００人以下
② 旅館業	５，０００万円以下又は２００人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	３億円以下または３００人以下
④ 卸売業	１億円以下又は１００人以下
⑤ サービス業	５，０００万円以下又は１００人以下
⑥ 小売業	５，０００万円以下又は５０人以下

* 地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人を含む。

- （２）みなし大企業に該当しないこと。

「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する者を言います。

- ①大企業（※）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している中小企業者。
- ②大企業（※）が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している中小企業者。
- ③役員総数の２分の１以上を大企業（※）の役員又は職員が兼務している中小企業者。
- ④資本金又は出資の総額が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有される中小企業者。
- ⑤間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各

年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者。

(※) 大企業とは中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合。

- (3) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- (4) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、あるいは助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等であること。
- (5) 補助金を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する選任代理人の協力が得られること、または同等の書類を自らの責任で提出できる中小企業者等であること。
- (6) 補助事業終了後5年間の状況調査に協力すること。
- (7) 「暴力団排除に関する誓約事項」の記載内容に該当しないこと。

2. 対象出願要件

以下の要件を満たす外国出願。

- (1) 申請書提出時において、既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願を含む。)であって、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容(発明・商標の名称及び内容)の出願を行う予定の中小企業者等であること。

(ア) パリ条約に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法

(イ) 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)

※ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限ります。

また、受理官庁へのPCT国際出願及び国内移行までの各手続(国際段階の各手続)に係る費用は本補助金の対象にはなりません。

(ウ) ハーグ協定に基づき、外国特許庁への意匠出願を行う方法

※「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含みます。

(エ) マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

- (2) 既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願を含む。)と同一名義の出願であり、かつ申請者の中小企業者の名義であること。

* 国内の先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。

＊本補助金の交付決定日から令和５年１２月２０日までに、外国特許庁へ同一名義かつ同一内容の出願を行った上で弁理士等に支払いを完了し、事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は令和６年１月１９日までのいずれか早い日までに実績報告書等を提出することが可能であること。

３．助成対象経費

- ・外国特許庁への出願手数料・現地代理人費用・国内代理人費用・翻訳費用 など
(詳細は別紙１「補助対象経費」参照)

４．補助率・補助上限額

補助率：助成対象経費の２分の１以内（ただし千円未満切り捨て）

補助上限額：

- １企業に対する一会計年度内の補助金の総額は３００万円以内。（消費税等を除く。）
※当財団のほかに（公財）京都産業２１及びＪＥＴＲＯにて採択された場合は、その合計額。

１申請案件に対する補助金の上限額：

- ・特許１５０万円／件
- ・実用新案、意匠、商標（冒認対策商標は除く）６０万円／件
- ・冒認対策商標３０万円／件

５．受付期間

令和５年６月１日（木）～令和５年６月３０日（金）

６．申請方法

間接補助金交付申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、電子メール又は郵送により申込み。

- ・郵 送：令和５年６月３０日（金）必着

住所：〒６００－８８１３

京都府京都市下京区中堂寺南町１３４

公益財団法人 京都高度技術研究所

地域活性化本部 企業成長支援部 外国出願担当 宛

- ・電子メール：令和５年６月３０日（金）午後５時までの着信

宛先：gaikoku_shutsugan@astem.or.jp

件名：R５外国出願交付申請（企業名）

※一度、提出された資料の差替えはできません。

※締め切り日時を過ぎた間接補助金交付申請書等の提出（メール送信含む）は受け付けません。

７．提出書類

- ①間接補助金交付申請書（様式第１－１）

- ※冒認対策商標の場合は様式第 1 - 2 を使用
- ・役員等名簿（様式第 1 - 1、1 - 2 別添）
- ※冒認対策商標の場合は様式第 1 - 2 別添を使用
- ・別紙 資金計画書 ※様式第 1 - 1、1 - 2 共通
- ②協力承諾書(様式第 1 - 1 の別紙)
- ※冒認対策商標の場合は様式第 1 - 2 の別紙を使用
- ③添付書類（別紙 2 「補助金交付申請に係る添付書類一覧」参照）

8. 選考基準

申請者からの申請内容を、外部の有識者で構成する審査委員によって審査委員会で評価を行い、採否を決定する。

＜選考基準＞

- ①先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
または、補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※過去において本補助金の支援実績のある事業者については、査定状況報告書、フォローアップ調査票の提出有無が選考基準となります。

交付申請書（様式第 1-1 2. 項 若しくは 様式第 1-2 2. 項）の 2. 過去における本補助金の支援実績で、「実績あり」の場合、以下のとおりとします。

- ・「査定状況報告書」
未提出の場合は、申請時までにご提出ください。
- ・「フォローアップ調査票」
対象事業者（平成 29 年度～令和 3 年度採択）であるのに令和 4 年度のアンケート未回答の事業者は、今年度は採択できません。ただし、令和 5 年度に実施するアンケートを提出いただければ来年度は申請できます。
平成 28 年度以前と令和 4 年度採択事業者については、アンケート提出は不問です。

＜その他加点基準＞

本補助事業において、以下の企業に対して審査上の加点措置を実施する。

- ①経済産業省による地域未来牽引企業（内グローバル型に類型される企業）に選定された企業
- ②申請後の 1 事業年度又は 1 年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業
- ・企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式第 10 「賃金引

上げ計画の誓約書」及び同様式「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

- ・採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。
- ・賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」（任意様式）の提出が必要です。
- ・なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

9. その他留意点

- ・JETRO及び(公財)京都産業21と同一内容（申請種別、出願国等）での併願申請を行うことはできません。
- ・交付決定前に出願（国内移行）が完了している案件は対象外となります。
- ・交付決定日以前に発生した費用は、補助対象経費対象外です。
- ・補助対象経費とならない費用は、企業の全額負担となります。
- ・本事業で交付決定された場合、企業名、所在地、出願権利種別等を公表します。

10. 問合せ・応募先

公益財団法人京都高度技術研究所

地域産業活性化本部 企業成長支援部 外国出願担当

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地

TEL：075-366-5332 FAX：075-315-6634

E-mail：gaikoku_shutsugan@astem.or.jp

別紙 1 【補助対象経費】

補助対象となる経費は、下表に示す外国出願に係る費用に限ります。

外国特許庁等への 出願手数料	○出願手数料 ○PCT 国際出願に係る各指定国への移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く） ○WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ○外国特許庁等への出願料と同日に支払う費用（審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、PPH 費用等）
現地代理人費用 国内代理人費用	○外国出願に係る国内代理人費用 ○現地代理人費用 ○銀行振込手数料・送金手数料及び振込に要する費用 ○出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）
翻訳費用	○翻訳に要する費用 （「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を請求書等に明記）

【補助対象として認められない経費の例】

- 交付決定日以前に着手したものに係る費用
- 先行登録調査/先行技術調査に係る費用
- 本補助金の申請書作成、実績報告書作成にかかる代理人費用
- 共同出願の自社以外の持分割合の費用
- 外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払った又は支払う予定の費用
（例：出願後の自発の補正・中間手続に係る経費・審査請求料・登録料・維持年金等）
- 仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用
（国内外代理人の仲介手数料は、原則対象外）
- PCT 国際出願の国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ出願(MM2) 手数料 9,000 円や優先権主張の印紙代等）
- 国内消費税、外国での付加価値税やサービス税等

※表は一例を記載しています。確定時に精査し金額を決定いたします。

別紙 2 【補助金交付申請に係る添付書類一覧】（※提出は全て写し）

資料 No.	添付書類	法人	個人 事業者	事業 協同 組合	商工 会・ 商工 会議 所	NPO 法人
1	登記簿謄本の写し	○			○	○
	住民票の写し （※マイナンバーの記載のないもの）		○			
	定款			○		
2 (*1)	事業概要	○			/	/
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 (*2)	役員等名簿（様式 1 別添）	○	○	○	○	○
4	直近 2 期分の決算書 （貸借対照表及び損益計算書）等の写し 等	○		○ (*6)	○	○
	直近 2 年分の確定申告書の控え等		○			
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出 願に係る出願書類(*3)	○	○	○	○	○
6 (*4)	外国特許庁への出願に要する経費が確認 できる見積書等（写しも可）	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関す る資金計画（自己資金・借入金等） （財団公募要領の別紙参照）	○	○	○	○	○
8 (*5)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合 は、持ち分割合及び費用負担割合の明記 がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10 (*7)	賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への 賃金引上げ計画の表明書（様式 10） ※加点措置を希望する場合	○	○	○	○	○
11	その他財団が定める事項（財団別紙参照） 外国特許庁への出願に要する経費に関す る遂行状況報告書	採択決定後、補助事業の遂行及 び収支の状況について、財団の 求めに応じて速やかに報告す る。				

- *1 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。
- *2 「役員等名簿」については、別紙を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。
- *3 PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)
- *4 「見積書等(写しも可)」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要(翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記)。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額(内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かが分かるように記載すること。
- *5 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t (特許情報プラットフォーム)等による検索結果の写し、P C T 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。
 ※ J-P l a t P a t は国内出願分のみ検索が可能。海外の検査結果については T M-V I E W 等別途検索資料が必要。
- *6 認可庁等に報告しているもの。
- *7 「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は、賃上げを給与総額又は平均受給額のどちらで申請するか、また常用雇用従業員の有無によって、それぞれ様式が異なりますので、申請されるものを様式第10の1, 2, 3又は4の4タイプから選択いただき提出してください。